

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 日中商標シンポジウム開催のご案内

日中間の経済活動が活発になるにつれ、出所や品質を表示する商標を他国において取得することの重要性が高まっています。他方、日中両国において商標を適切に取得するためには、日中間の商標の類似判断の違いを正しく理解していなければなりません。また、日本の品種名である「越光」「秋田小町」が中国で第三者により登録された事例が大きく報道されました。これら一般名称等が他国で商標登録された場合、当該名称を他国への輸出物品に表示する行為は商標権を侵害する恐れもあります。

そこで今回、日中双方の専門家を招へいし、上記課題をテーマとしたセミナーを開催することにいたしました。両国商標制度に関する各議論を通じて、広く日中両国の知財関係者とともに、今後の商標制度とその重要性について考えていきたいと思っております。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、3月17日（水）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

◆日中商標シンポジウムの概要

日時：2010年3月24日（水）14：00-17：30

場所：北京嘉里中心大酒店 4F 九龍庁

（北京市朝陽区光華路1号 TEL：010-6561-8833（内線6610））

主催：日本貿易振興機構（JETRO）、中国社会科学院知識産権中心

内容：

- （1）中国商標法改正の状況
- （2）日本における外国語の地名、一般名称、品質を表す名称、品種名称等の登録要件、そして商標権侵害とならない正当使用の範囲
- （3）中国における外国語の地名、一般名称、品質を表す名称、品種名称等の登録要件、そして商標権侵害とならない正当使用の範囲
- （4）日本における商標類似判断
- （5）中国における商標類似判断
- （6）人民法院における商標の類似判断

その他：参加費無料・シンポジウムは日中同時通訳でおこないます。

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1514.html

2. 2009年度第6回北京IPG会合／ジェトロ知財セミナー開催のご案内

中国における知的財産権問題に対処するため、2000年5月、中国日本商会の分科会として「知的財産権問題研究グループ（北京IPG）」が発足し、これまで精力的に活動を続けております。

北京IPGでは、2009年度第6回北京IPG会合／ジェトロ知財セミナーを以下のとおり開催いたします。参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、3月5日（金）

までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2010年3月11日（木）15：00～18：00 終了予定

場所：長富宮飯店 2階 茉莉の間

北京市建国門外大街26号 (<http://www.cfgbj.com/jp/index.htm>)

議題：第一部 15:00～16:20 ジェトロ知財セミナー

テーマ 「中国の標準における特許問題の最新状況（仮題）」

講師 中国標準化研究院 副院長 王益誼氏（逐次通訳）

第二部 16:20～16:40 休憩時間（情報交換会）

第三部 16:40～18:00 IPG 会合

テーマ 「富士化水特許権紛争から見る日系企業の留意点（仮題）」

講師 康信知識産権代理有限公司 パートナー 高野博成氏

・ 2月、3月の知財関連の動き等

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1508.html

3. 国家標準の特許に係る処置規則（意見募集稿）に対する意見書の提出について

2010年1月28日付けで中国標準化研究院から公開意見募集が通知された「国家標準の特許に係る処置規則」（意見募集稿）について、弊所知識産権部は事務局として、中国日本商會會員企業の意見を取りまとめ、中国日本商會名で意見書を提出致しました。

4. 2010年壁紙カレンダーの掲載について

知的財産権保護の重要性を訴える可愛いパンダ達の2010年壁紙カレンダーを、弊所ウェブサイトから毎月ダウンロードいただけます。毎月25日以降、翌月のカレンダーをダウンロードできます。職場やご自宅で、どうぞ毎月ダウンロードしてご利用ください。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 改正専利法実施細則の施行に合わせ、S I P Oが通達発表（国家知識産権網 2010年1月29日）
2. 國務院常務會議で改正「著作権法」が採択、全人大に提出へ（国家知識産権網 2010年2月11日）

○中央政府の動き

1. 2010年は国際生物多様性年 中国もアクションプランを制定（科技日報 2010年1月26日）
2. 温家宝総理、知的財産権活動の強化を呼びかけ、四つの面を強調（国家知識産権網 2010年2月5日）
3. 国家知識産権局が今年の重点作業11項目を決定（中国新聞網 2010年2月1日）
4. 國務院が映画産業を促進する指導意見を発布、海賊版取締り強化へ（新京報 2010年

1月26日)

5. 国家知識産権局と公安部、知的財産権法執行の優秀者を表彰 (国家知識産権網 2010年2月21日)
6. 商務部など十部門、コンテンツ輸出促進策を公布 (国家知識産権網 2010年2月21日)

○地方政府の動き

1. 上海市「两会」開催、特許の低産業化率に注目 (文匯報 2010年1月31日)
2. 電子商取引、北京で実名制度を導入 模倣品販売の抑制へ (通信情報報 2010年1月29日)
3. 天津市、過去2年間に青少年による専利出願が3000件超 (国家知識産権網 2010年2月21日)

○司法関連の動き

1. 最高裁、知的財産権民事案件の管轄権限を修正 (新華網 2010年1月30日)
2. 上海、司法と検察が連携強化へ、知財関連裁判の改革も模索 (中国新聞網 2010年2月4日)
3. 秀水街の元社長ら二人を逮捕、模倣品販売容疑で (新華網 2010年2月12日)

○統計関連

1. 税関で知的財産権侵害案件6万5千件摘発、2009年 (国家知識産権網 2010年1月29日)
2. 中国のPCT国際出願件数、世界5位に (国家知識産権網 2010年1月29日)
3. ソフトウェア関連の年間売上、昨年9513億元に (チャイナネット 2010年2月4日)
4. 国内企業の支払った賠償金は10億ドル超、知財紛争で (法制日報 2010年2月11日)

○その他知財関連

1. 国内テレビメーカーのпатентプールが正式発足、仏トムソンと提携 (新華網 2010年1月25日)
2. 科学院、科学技術の移転1200件を達成 09年 (新華網 2010年1月26日)
3. 音楽・映画企業100社が海賊版撲滅キャンペーンを共催 (中国新聞網 2010年2月5日)
4. 09年度の中国知的財産権報道に関する観察報告書が発表 (科技日報 2010年2月3日)
5. グーグルの海賊版「ゲージエ」が現れ、グーグルが警告 (人民網・環球時報 2010年2月21日)
6. 中国企業の海外知財紛争事例集が出版、SIPOL局長が編集主幹担当 (国家知識産権網 2010年2月5日)

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 改正専利法実施細則の施行に合わせ、S I P Oが通達発表★★★

国家知識産権局（S I P O）専利局は29日、改正専利法実施細則の施行にあわせ、2010年2月1日以降に提出する特許、実用新案、意匠の出願やその他の専利業務に関する手続きなどの変化について説明を行う通達を出した。

通達では改正専利法実施細則の施行後、▽特許、実用新案、意匠の出願手続き、料金徴収などの変化▽各種類の願書の新書式▽中国で完成した発明、実用新案をもって国外に特許や実用新案を出願する際の守秘審査——などが詳しく説明されている。

通達の全文は国家知識産権局の公式サイトでダウンロード可能。

(http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tz/gz/201001/t20100129_489101.html)

(国家知識産権網 2010年1月29日)

★★★2. 国務院常務会議で改正「著作権法」が採択、全人大に提出へ★★★

国務院の温家宝総理が10日、国務院常務会議を招集し、「中国農村貧困扶助開発綱要（2001—2010年）」の実施状況報告書を聴取した。会議ではまた、「中華人民共和国著作権法修正案（草案）」についても討議が行われ、同法案を原則採択し、さらに修正を加えた後に全国人民代表大会の常務委員会の審議に提出することが決められた。

改正「著作権法」では作品登記制度に関する規定が取り込まれたほか、著作権担保登録の主管部門についても明記されている。

「中華人民共和国著作権法」は1990年9月7日に第7期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で採択され公布された。その後、2001年に第一回改正が行われたが、国際環境も国内の経済、社会、立法の環境も大きく変わった現在、「著作権法」の第二回改正が急務となっており、有識者から改正の必要性を訴える声も上がっている。こうした背景の下、国家版權局が2007年に改正に向け関連の調査、研究作業を発足した。(国家知識産権網 2010年2月11日)

○中央政府の動き

★★★2. 温家宝総理、知的財産権活動の強化を呼びかけ、四つの面を強調★★★

国務院の温家宝総理が2月4日、科学発展観の徹底と経済発展方式の転換加速をテーマに各省・部の指導幹部を対象に行われたシンポジウムに出席し、科学技術の力を借りて経済発展方式の転換を促進し、自主的革新・創造を推し進め、創造力の向上とコア技術の開発に取組み、知的財産権の創造・活用・保護を強化しなければならないと指摘した。

温総理は、経済発展方式の転換および持続可能な発展を実現するには、科学技術・教育・文化の発展による人々の素質の向上が鍵で、科学技術で経済発展方式の転換を推し進めなければならないとし、さらに▽新興技術と新興産業を融合した戦略的新興産業は技術イノベーションや産業発展の方向性を示したもので、その発展計画を合理的に作成し、国民経済における先導産業と柱産業に発展させる▽ハイテク技術で伝統産業の改造を急ぎ、伝統産業の技術力、効率、競争力を向上する▽自主的イノベーションに力を入れ、創造力の向上とコア技術の開発に取組み、知的財産権の創造・活用・保護を強化する▽体制の改革をさらに推進し、科学技術の発展を阻害する制度上の問題を取り除く——の4点を強調した。(国家知識産権網 2010年2月5日)

★★★5. 国家知識産権局と公安部、知的財産権法執行の優秀者を表彰★★★

国家知識産権局と公安部はこのほど、2009年に知的財産権の法執行の分野で優れた業績を挙げた全国の知識産権局と公安機関の団体と個人を表彰する公報を共同で発布し

た。知的財産権部門で61団体と94人、公安機関で59団体と94人が知的財産権保護活動における傑出した貢献で表彰を受けた。

両部門は公報の中で全国の知的財産権部門と公安機関に対し、表彰を受けた優秀者を手本に、経済・社会の発展を促進する観点から国家知識産権局、公安部の活動計画を真摯に履行し、知的財産権法執行のレベルを全面的に高め、革新型国家建設のために更なる貢献をするよう求めた。

国家知識産権局と公安部は2008年6月、「協力提携体制を確立し知的財産権保護活動を共同強化するための通達」を共同発布した。この通達の要求に従い、全国の各知識産権局と公安機関は国家知的財産権戦略綱要を徹底し、新たな部門間協力体制の構築や各種類の知的財産権侵害行為の摘発、法執行の規範化に取り組み、知的財産権保護活動の各分野で目覚ましい成果を挙げている。(国家知識産権網 2010年2月21日)

★★★6. 商務部など十部門、コンテンツ輸出促進策を公布★★★

コンテンツ輸出重点企業や重点プロジェクトを奨励、支援するための国の指導意見がこのほど、商務部など十部門により共同で公布された。意見はコンテンツ企業によるオリジナル作品の開発を奨励し、国際的競争力を有するコンテンツ・ブランドの育成を急ぐことを求め、国外の先進技術の導入、活用やコンテンツ電子商取引の発展促進を強調した。

意見は背景・意義、発展の目標、主要任務、目録の作成・調整、保障措置といった五つの部分からなる。企業によるR&D投資や自主的知的財産権を有するコア技術の開発を奨励することや、コンテンツ製品と関連サービスの知的財産権保護が強調され、特に「保障措置」の部分で著作権や商標権など無形資産の評価システムと取引環境の整備を急ぐこと、無形資産担保を活用してコンテンツ企業の融資能力を向上することなどが求められている。

十部門はそれぞれ商務部、中国共産党中央宣伝部、財政部、文化部、中国人民銀行、税関総署、国家税務総局、国家ラジオ映画テレビ総局、国家新聞出版総署、国家外為管理局。「指導意見」のほか、十部門は「コンテンツ製品とサービス輸出指導目録」、「国家コンテンツ輸出重点企業目録」、「国家コンテンツ輸出重点プロジェクト目録」も作成・公布している。(国家知識産権網 2010年2月21日)

○地方政府の動き

★★★3. 天津市、過去2年間に青少年による専利出願が3000件超★★★

天津市の知識産権局と教育委員会、科学技術委員会は青少年の創造能力向上、知的財産権意識養成を目指し、同市の青少年を対象とした小発明デザイン・コンテストを開催している。知的財産権と基礎教育、科学普及活動を統合したイベントにより、青少年たちの創造意欲が触発され、多くの発明創造の成果が出来上がっている。2008年と2009年の2年間に、特許、実用新案、意匠の3種類権利を出願した小中学生が2000人余で、出願件数が3000件を超えている。

2009年度の青少年小発明デザイン・コンテストに100校以上の小中学校から生徒1100人余が参加し、エントリー作品が860件に達している。天津市第四中学校の任美霖さんの発明した「視覚障害者用誘導杖」が30～60メートルの範囲で音声案内などを利用して利用者を目的地まで正確に誘導することができる。張協奕さんの発明した「子供用風邪予防警報器」が2009年度中国青少年第六回科学技術創造革新賞に入賞している。コンテストを通じて青少年たちが学校で習得した知識や科学原理を活用し、豊かな想像と開放的な思考で設計、創作に取り組み、創造力や科学的精神の養成を含めた総合的な

資質の向上につながったため、イベントは保護者と教師らより高く評判されている。(国家知識産権網 2010年2月21日)

○統計関連

★★★1. 税関で知的財産権侵害案件6万5千件摘発、2009年★★★

全国の各税関は2009年、知的財産権侵害案件65,192件を摘発した。侵害の疑いがある貨物1億8100万点が差し押さえられ、金額にしては3億7千万円に上った。29日、税関総署の関係者への取材でわかった。

税関総署は去年の6月1日から12月31日まで、各地の税関で郵送物を対象に知的財産権保護の特別キャンペーンを展開し、侵害が多発する一部の郵送物に対する重点検査を強化した。速報値によると、キャンペーン期間中に侵害案件37,784件を摘発し、261万9600点で総額6194万5千円の物品を差し押さえた。

また、昨年に税関は権利者と提携し、実務レベルのエンフォースメント担当職員向けの研修活動に取り組んでいた。中国外商投資企業協会の優良ブランド保護委員会(QBPC)、日本貿易振興機構(JETRO)、大韓貿易投資振興公社などの外国機構が税関の実務者を対象に行ったさまざまな研修活動は60数回に上っている。(国家知識産権網 2010年1月29日)

★★★2. 中国のPCT国際出願件数、世界5位に★★★

国家知識産権局は2009年、特許協力条約に基づくPCT国際出願8000件を受理し、2008年より31.6%増加しており、PCT出願業務が急成長を続けている。国家知識産権局の1月28日に行った記者会見で明らかになった。

地域別に見ると、広東省は最多で4,418件、続いて2位は北京の694件、3位は上海の493件となっており、上位10省(直轄市)のPCT出願件数はいずれも100件を上回っている。技術分野については、国内のPCT出願は従来と同じ、電信やデジタル技術を始めとする電気学の分野に集中している。特に華為、中興、大唐電信など代表的企業が注目を集めている。

中国のPCT出願業務は目覚ましい発展を遂げている。PCT条約に加盟した1994年の出願件数はたった103件だったが、2006年にはおよそ4000件、世界8位に達成。その後、毎年順位を一つ上げ、2009年には世界5位にランクインした。(国家知識産権網 2010年1月29日)

○その他知財関連

★★★6. 中国企業の海外知財紛争事例集が出版、SIPO局長が編集主幹担当★★★

国家知識産権局(SIPO)の田力普局長が編集主幹を担当した「中国企業の海外知的財産権紛争をめぐる典型的事例啓示録」の出版記念式典が2月4日、北京で開催された。記念式典の開催にあわせ、海外での知的財産権紛争に企業がいかに対処するかを話し合うシンポジウムも同時に行われた。国家知識産権局の鮑紅副局長と甘紹寧副局長が記念式典およびシンポジウムに出席した。

「啓示録」は国家知識産権局により編集されたもので、中国企業の係わった海外知的財産権紛争の中から精選した38の典型的事例についてそれぞれ詳細な分析と説明を行い、国内企業が海外知的財産権紛争に対応する際の参考になるのを狙っている。鮑紅副局長は記念式典の席上で、「合理的な措置をとれば、知的財産権紛争は怖いものではない」と指摘し、啓示録の出版でより多くの企業が国際競争において知的財産権を十分活用できるよ

うになるだろうとの考えを示した。また、甘紹寧副局長がシンポジウムで総括演説を行い、「海外進出する企業にとって海外知的財産権紛争の対処は必修科目である」とし、多くの国内企業の知的財産権意識がまだ不足している現在では知的財産権紛争事例の収集・整理がきわめて重要だと強調した。

シンポジウムに同済大学知的財産権学院の陶シン良・院長や北京大学知的財産権学院の張平副院長らを初め、多くの専門家や企業からの代表が参会した。(国家知識産権網 2010年2月5日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局 (SIPO) より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved